

簡易評価型プロポーザル方式による
長岡市ワークシェアリングシステム調査研究業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和5年5月29日

長岡市長 磯田 達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、長岡市ワークシェアリングシステム調査研究業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託概要

- (1) 委託名 長岡市ワークシェアリングシステム調査研究業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日まで（予定）
- (3) 目的 自分の生活スタイルに合わせてスキマ時間を活用し、柔軟に働きたい子育て世代や高齢者、学生などのニーズと、人員確保に悩む市内企業をマッチングし、雇用市場の変化に柔軟に応じることの可能なシステムの調査研究および実証実験を行うもの

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 新潟県内に本社または支店機能が所在する事業者であること。
- (2) 過去2年間における、ワークシェアに関するマッチングシステムの構築・運営実績があること
- (3) 市との打ち合わせや連絡調整に対して、電話やメール対応だけでなく、市役所開庁時間内に迅速に行うことができること。さらに、効果的な企画立案や広報体制が整備されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

った日から2年を経過しない者

- (6) この公告日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、令和5年6月9日（金曜日）午後5時までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（様式1）を長岡市商工部産業立地・人材課 人材・働き方政策室に提出してください。また、本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は「誓約書」（様式2）も併せて提出することとします。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、令和5年6月13日（火曜日）午後3時までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式3）により質問することができます。

質問に対しては、令和5年6月15日（木曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 提案書の提出について

提案書は、別に定める「長岡市ワークシェアリング調査研究業務簡易評価型プロポーザル実施要領」を熟読のうえ作成し、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限 令和5年6月22日（木曜日）午後5時（必着）

(2) 提出方法 7部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限ります。提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出先 長岡市商工部産業立地・人材課 人材・働き方政策室

住所 〒940-0062

長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト6階

電話 0258-39-2228（直通）

FAX 0258-36-7385

E-mail koyou@city.nagaoka.lg.jp

7 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、別に定める「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」に基づき、このプロポーザル参加者のうち次の全てに該当する者の中から、提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書の記述が要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが規定時間内で完了していること。

8 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は返却しません。
- (3) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (4) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。